

施工計画書の簡素化について (お知らせ)

令和 7 年 3 月
山口県土木建築部

施工計画書に記載する事項については、山口県土木工事共通仕様書により、「受注者は維持工事等の簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる」としているところですが、現場技術者の長時間労働の更なる縮減を図るため、下記のとおり発注段階から施工計画書の簡素化を認める工事の取扱いを定めたのでお知らせします。

1 対象工事

土木建築部が発注する土木工事のうち、「簡易な工事」又は「緊急工事」に該当する工事

簡易な工事…崩土の撤去や大型土のうの設置、伐採等、永久構造物等の引渡しを受ける目的物がな
い工事（出来形及び品質管理を要しない工事）など

緊急工事…災害時において緊急に施工しなければならない（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項
第 5 号）等の理由により随意契約する工事など

2 発注段階における明示事項

現場説明書（施工条件書）において、簡素化の対象工事が否か及び下記 3 に示す簡素化の内容を明示します。

22. 施工計画書の簡素化 ※「無」の場合であっても監督職員の承諾を得た場合は簡素化できる	有 ☐	無 ☐	☐ 6項目のみ記載したものを提出【簡易な工事】 ☐ 提出不要【簡易な工事かつ緊急工事】 ☐ 15項目記載したものを提出【簡易な工事を含む緊急工事】 提出時期：（〇〇工等の着手前に提出）
--	-------------------------------	-------------------------------	--

3 簡素化の内容【別紙実施例参照】

(1) 「簡易な工事」の場合

共通仕様書に定める 15 項目のうち、以下の 6 項目のみを記載した施工計画書を提出します。ただし、監督職員が記載を求めた場合は、これによらず記載するものとします。

(1) 工事概要、(3) 現場組織表、(4) 安全管理、(10) 緊急時の体制及び対応、
(11) 交通管理、(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(2) 「簡易な工事」かつ「緊急工事」の場合

施工計画書の提出を不要とします。

(3) 「簡易な工事」を含む「緊急工事」の場合

「簡易な工事」に該当する部分を緊急に施工しなければならない場合、着手前の施工計画書の提出は不要とし、「簡易な工事」に該当しない部分の着手前に施工計画書（15 項目）を提出します。

その際、施工計画書提出時点で着手済みの「簡易な工事」に関して、内容を記載する必要はありません。

4 適用日

令和 7 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用します。

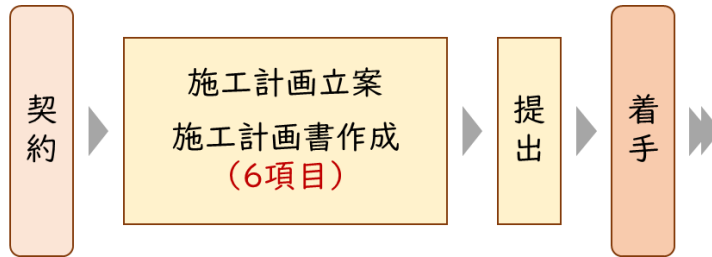
ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に入札公告又は指名通知した工事であっても、受発注者間で個別に協議すれば簡素化できるものとします。

5 留意事項

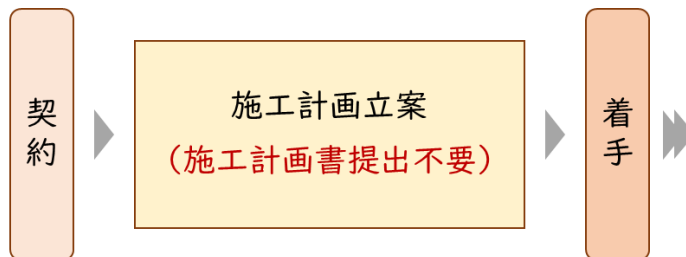
簡素化は、施工計画書の記載又は提出の省略であり、記載又は提出を省略した事項についても、関係法令等に則り、受注者において施工計画を定め、適切な工事管理を行う必要があります。

《実施例》施工計画書の簡素化

(1) 「簡易な工事」の場合



(2) 「簡易な工事」かつ「緊急工事」の場合



(3) 「簡易な工事」を含む「緊急工事」の場合（全部応急工事の例）

